

余節 良い弁護士の見分け方 10ヶ条

第1条 簡潔な言葉で、具体的に、分かりやすく、 法律の解説をしてくれる弁護士

良い弁護士は、法律知識が豊富ですので、法律問題を具体的に分かりやすく解説してくれ、そうでない弁護士は、法律知識が豊富とは言えませんので、具体的に明確な回答が出せず、解説が抽象的で、長く、そして、理解し難いものです。

第2条 あなたに権利がないと回答するときは、 文献を示し、あるいは判例を示して、あなたが納得 できる解説をしてくれる弁護士

法令や判例は日々生成、変化しており、弁護士が法の知識を完全に持っている、ということは、ありえません。調べれば、あなたに権利があることが分かるのに、調べないで、あなたには権利はないという弁護士がいたら、その弁護士は最悪の弁護士です。そんな弁護士にあたった日はまさに災難と言うほかありません。

弁護士が、あなたに権利はないと言うとき、文献や判例を示し、あなたを納得させ得るかどうか、良い弁護士を見分けるポイントです。

第3条 法的、論理的に考える弁護士

法的紛争は、多くの場合、論理的な帰結が解決の指針になるものです。法論理性のない、情宜論、常識論、感情論、あるいは、法に根拠のない独自の思想により、回答を出す弁護士がいたら、良い弁護士とは言えません。

弁護士の説明や解説に対し、法令や判例あるいは文献の根拠を求めてみることです。弁護士の良否が分かります。

第4条 よく話を聞いてくれ、準備に十分な時間を とってくれる弁護士

弁護士が法的紛争を解決するためには、正確な事実の把握が必要です。そのためには、依頼人から十分に事実を聴き出さなければなりません。また、打合せ、現場の検分、帳票類の精査、関係者や専門家からの事情や意見の聴取等々が必要になります。依頼人からあまり話を聴かない、準備に時間をかけない弁護士は、良い弁護士とは言えません。

第5条 同じ質問をしない弁護士

弁護士がよく事実を把握しているかどうかは、弁護士が同じ質問をするかどうかで分かります。もし、あなたが委任した弁護士が、打合せのときに、あなたが説明した事実を覚えておらず、同じ質問をするようになったら黄信号です。それが3度となり4度となると赤信号です。

第6条 あなたの意向に沿った仕事をする弁護士

法的紛争は、必ずしも、全面的に争った結果の判決で解決することが最善というわけではありません。解決方法の選択は、まずは本人が決めることです。あなたの考える解決方法に従わない弁護士がいたら、良い弁護士とはいえません。

第7条 時間を守る弁護士

弁護士は、正確な事実の調査、的確な法の適用を通して、依頼人の正当な利益に貢献する者です。時間にルーズな弁護士は、事実の調査や法令の調査研究にもルーズである、と言えますので、そのような弁護士には注意が必要です。限られた時間内に証人尋問をしなければならない大切な期日に、遅刻した弁護士は、その遅刻分、自分の尋問時間を削られてもやむを得ません。遅刻はいろいろなところで不利益を招きます。

第8条 仕事の速い弁護士

仕事が速いか遅いかは、弁護士の能力を量る重要なバロメーターです。仕事が速いということは、準備に十分な時間をかけ得るということであり、万全を期して法廷に臨めるということです。準備不足で法廷に駆けつけた弁護士と十分な準備をしてきた弁護士が法廷で対峙したとき、どちらが勝利を得るでしょうか？

弁護士の仕事が速いかどうかは、弁護士からあなたへの期日連絡、起草した各種文書の検討要請などの速さで分かります。

第9条 弁護士報酬をはじめとする弁護士と依頼人との約束事を書いた委任契約書を作成する弁護士

弁護士と依頼人との間で、弁護士報酬をめぐるトラブルは後を絶ちません。ですから、依頼人は、弁護士との間に、弁護士報酬を始めとする約束事を書面で明確にすれば安心できます。また、弁護士の法的無知が原因で、依頼人が敗訴する場合があります。ですから、弁護士も、裁判所と法的見解が異なったことが原因で敗訴した場合は、弁護士報酬を全額返還するくらいの約束をし、書面にすべきです。これらを書面にする弁護士は良い弁護士と言えます。

第10条 事実を曲げない弁護士

事実を曲げない、ということは、モラルの問題であるとともに、戦略上の鉄則です。

あなたが、目先の利害に惑わされて、事実と反する主張をしたとします。明晰な頭脳と俊敏な眼を持つ相手方代理人はそれを見逃すはずはありません。徹底的にそれを衝き、あなたが描いた絵に大きなシミのあることを浮き彫りにしてしまうでしょう。そうなればあなたの戦略は音を立てて崩れ落ちます。事実を曲げてはならないのです。

まとめ

良い弁護士とそうでない弁護士。

その差は、あなたが考える以上に大きい、と思います。良い弁護士を見つけるためには、労を惜しまず、複数の弁護士を訪ね、法律相談を試みることです。弁護士報酬の額を尋ねてみることです。弁護士の持つ法の知識や仕事に対する姿勢・熱意や報酬の額を比較して、納得のできる弁護士に、事件を委任すべきなのです。